

1989年9月

メンバー各位

1986年米国麻薬取締法 (US Anti-Drug Abuse Act 1986)

1988年9月付けサーキュラーで取り上げた掲題の法律につき、最近米国関税局が明確にした諸点につき以下ご報告する。

1. 海上運送人自主協定(SCIA)

協定書の文言は最終的に承認され、その変更はもう認められない。最終協定書式は第2/89号で、次のような順守可能条項(feasibility clause)を含む。

「この協定があっても、運送人の船舶内で関税局が麻薬を発見した場合、運送人は法令上の制裁を免れ得ない。しかし運送人が、この協定書中の順守可能な項目を順守し、またそれらの項目のみが実際に順守可能であったことを関税局に証明し得た程度に応じて、同局による最終処分決定や勧告で好意的な扱いを受けることができるだろう。」

米国関税局は、すでに署名提出されたSCIAにも上記条項が取り入れられていると見なすことを確認しており、このため運送人が署名する上での大きな障害が除かれたと考える故、各位でまだSCIAを署名・提出していない向きは署名・提出なさるよう切にお勧めする。書式は米国関税局で入手できる。これまで約400通の協定書が提出されたが、中には麻薬の船内への持ち込み防止のためあらゆる方策を講じることで船主と行をともにしようとする用船者のものもある。国際港湾労働者連盟(The International Longshoremen's Association)は、運送人がSCIAに署名していない場合は荷役をボイコットすると警告している。

船主や用船者がSCIAに署名している場合、船上で麻薬が発見されたり、乗組員が麻薬を所持していることから生じる問題は地方レベルで処理されずワシントンの本局に付託される。このことは処分の一貫性を保証するものだ。しかしこの法律への違反に対する罰則は厳しく、極端な場合には罰金の支払いがあるまで本船を抑留、さらには没収することさえあり得る。

2. 超運送人自主協定 (The Super Carrier Initiative Agreement)

この新たな協定はかなり知られるようになったが、すでに船上で麻薬が発見された前歴があり、高リスク地域に定期的に配船する運送人だけを対象にしたものであることを強調したい。同協定のもと運送人がとるべき措置はより厳重で費用のかかるものとなる。

3. 海上運送人保安マニュアル (Sea Carrier Security Manual)

米国関税局の発行するこの保安マニュアルは麻薬密輸防止に関する船主への詳しい助言を載せている。米国へすでに配船中か配船を予定するメンバーには、このサーキュラーに同マニュアルが添付される。マニュアルを必要としながらまだお受け取りでない向きはマネジャーまでお申し出いただきたい。

ここで特に強調したいことは、このマニュアルを経営幹部の方々にご覧いただき、マニュアルに載せる措置を講ずることの大切さを全船の乗組員、特に船長に最も効果的に勧告する方法をお考えいただきたいということである。米国への航海に際しては、すべての船長および各船に、航海ごとにとるべき措置に関する経営幹部からの指示書と共にこのマニュアルを一部携行させていただく必要がある。

麻薬が船内に持ち込まれることを防止する手段に遺憾な点がなかったか否かを判断するのに米国関税局側は依然として「寛容性ゼロ」という姿勢で当たることを忘れてはならない。船主や運送人には本船が麻薬運搬の手段として使われることを防ぐために最高度の注意と努力を尽したことを立証する重い義務がある。このマニュアル上の諸条項の確実な履行を証明できることが罰金減額への鍵となる。

4. 保証の提供

1988年9月付けサーキュラーの1ページ、第3、第6パラグラフ(以下に抜粋)にご注目いただきたい。

「理事会が我々マネジャーにここに強調するよう望むことは、船主各位が責任を持って行動し、特に米国向けの船舶においては麻薬の密輸を防ぐために可能な措置をすべて講じる義務が自らに課されているということだ。

理事会はまた、我々マネジャーに次のことをお伝えするよう指示した。すなわち、麻薬の密輸に関連して罰金が課されたり本船が没収された場合にクラブが保証状を発行できるのは、各位が全般的に、あるいは自ら署名したSCIAの個々の規定の履行において、慎重にかつ責任ある船主として行動したとクラブが確信するに足る情報が提出された時だけだということ。」

5. 用船契約条項

BIMCO(国際海運協議会)は、船上で麻薬が発見された場合の船主と用船者の責任を事前に明確にするため用船契約書に挿入する条項を考慮中である。このような条項は貨物中に隠して密輸される麻薬に関し用船者に責任ある態度を取らせるには役立つであろうが、発見した事実に基づき誰を罰すべきかを定めることができる関税局を拘束することはできぬだろう。

以上